

新			旧		
別表（第二条関係）			別表（第二条関係）		
項	事務	市町村	項	事務	市町村
1 ↳ 19	(略)	(略)	1 ↳ 19	(略)	(略)
20	一 (略)	(略)	20	一 (略)	(略)
	二 法及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)に基づく事務のうち、法第四十九条、第五十四条の二第一項及び第五十五条第一項の規定による指定、法第五十条の二(法第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出、法第五十一条第一項(法第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による指定の辞退並びに同令 第十四条第四項 の規定による届出に係る書類の受理、送付その他の行為	(略)		二 法及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)に基づく事務のうち、法第四十九条、第五十四条の二第一項及び第五十五条第一項の規定による指定、法第五十条の二(法第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出、法第五十一条第一項(法第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による指定の辞退並びに同令 第十四条第三項 の規定による届出に係る書類の受理、送付その他の行為	(略)
21	一 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号。以下この項において「法」という。)、火薬類取締法施行令(昭和二十五年政令第三百二十三号。以下この項において「施行令」という。)及び火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号。以下この項において「施行規則」という。)に基づく火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、譲渡及び譲受に関する事務(貯蔵にあっては、一の市町村の区域内にのみ火薬庫を設置する者に係るものに限る。)のうち、次に掲げるもの1~30(略)	(略)	21	一 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号。以下この項において「法」という。)、火薬類取締法施行令(昭和二十五年政令第三百二十三号。以下この項において「施行令」という。)及び火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号。以下この項において「施行規則」という。)に基づく火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、譲渡及び譲受に関する事務(貯蔵にあっては、一の市町村の区域内にのみ火薬庫を設置する者に係るものに限る。)のうち、次に掲げるもの1~30(略)	(略)

新			旧			
	31	施行規則 <u>第四十四条の二第六項</u> の規定による保安検査証の交付 32～33 (略)		31	施行規則 <u>第四十四条の二第四項</u> の規定による保安検査証の交付 32～33 (略)	
		二 (略)	(略)		二 (略)	(略)
	22 5 26	(略)	(略)	22 5 26	(略)	(略)
27	一	高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号。以下この項において「法」という。)、容器保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十号)、冷凍保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十一号)、液化石油ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十二号)、一般高压ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)及びコンビナート等保安規則(昭和六十一年通商産業省令第八十八号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの1～3 (略)	(略)	一	高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号。以下この項において「法」という。)、容器保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十号)、冷凍保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十一号)、液化石油ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十二号)、一般高压ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)及びコンビナート等保安規則(昭和六十一年通商産業省令第八十八号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの1～3 (略)	(略)
	4	法第十一条第三項、第十二条第三項、第十五条第二項、第十八条第三項、第二十二條第三項、第二十四条の三第三項、第二十六條第二項、第二十七条第二項、第四十一条第二項、第四十九条の三十、第四十九条の三十五及び第五十二条第四項並びに法第五十六条第一項(同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。))及び第五項において準用する場合を含む。)の規定による命令 5～53 (略)		4	法第十一条第三項、第十二条第三項、第十五条第二項、第十八条第三項、第二十二條第三項、第二十四条の三第三項、第二十六條第二項、第二十七条第二項、第四十一条第二項、第四十九条の三十、第四十九条の三十五及び第五十二条第四項並びに法第五十六条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による命令 5～53 (略)	
		二 (略)	(略)		二 (略)	(略)

新			旧		
28 ↳ 31	(略)	(略)	28 ↳ 31	(略)	(略)
32	<p>ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下この項において「法」という。）、ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号。以下この項において「施行令」という。）及びガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（ガス用品の販売の事業を行う者に係るものに限る。）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 施行令 第十九条第二項の規定による報告</p> <p>6・7（略）</p>	(略)	32	<p>ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下この項において「法」という。）、ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号。以下この項において「施行令」という。）及びガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（ガス用品の販売の事業を行う者に係るものに限る。）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 施行令 第十八条第二項の規定による報告</p> <p>6・7（略）</p>	(略)
33 ↳ 116	(略)	(略)	33 ↳ 116	(略)	(略)